

## もう、黙っていることは止めませんか。 事故が起こってからでは遅いのです。

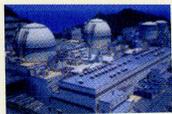
3.11で原発の安全神話は崩れ去りました。電力会社や国は有効な対策を取ることが出来ずに爆発を繰り返ししました。たくさんの方がふるさとを追われ、これまでの歴史もこれからの将来も奪われました。電力会社も、国もしっかりとした責任も弁償も出来ないことが明らかになったまま、人々は被爆され続けています。もう黙っていることをやめて、私たちと共に原発を止める仲間になってください。

### 弁護士ご紹介

- |       |     |                              |
|-------|-----|------------------------------|
| 安部 剛  | 弁護士 | 福井市宝永4-9-15<br>吉村・麻生・安部法律事務所 |
| 円居愛一郎 | 弁護士 | 福井市春山2-1-6<br>円居・北川法律事務所     |
| 鹿島 啓一 | 弁護士 | 金沢市駅西本町5-1-1<br>金沢税務法律事務所    |
| 佐藤 辰弥 | 弁護士 | 福井市春山1-1-14<br>佐藤法律事務所       |
| 島田 広  | 弁護士 |                              |
| 吉川 健司 | 弁護士 | 福井市宝永4-9-15<br>泉法律事務所        |
| 坪田 康男 | 弁護士 |                              |
| 黛 千恵子 | 弁護士 |                              |
| 笠原 一浩 | 弁護士 | 敦賀市布田町84-1-18<br>みどり法律事務所    |



高浜発電所



大飯発電所

## 裁判の目的。まず大飯3・4号基を止める。

原在稼働している大飯3・4号基の差し止めを関西電力相手の民事訴訟を行います。被告は関西電力。原告は福井をはじめ全国の市民。

## どのような裁判か？

3.11の福島第一原発の事故により、安全神話は完全に崩壊し、その嘘と無責任により福井県の原発が存在しています。安全神話をふりまいてきた電力会社・学者らの責任を解明する裁判です。福島の苦しみをくりかえさないためにも、福島の被害の実態を明らかにすることをめざします。

## だれでも原告(申立人)になれます。

原発を全て止めたいと思った方はだれでも原告(申立人)になれます。国籍、思想信条、宗教などは問われません。個人の資格で原告になれます。北陸、関西、中部地域以外でも、20歳未満でも原告になれます。

## 原告(申立人)になっても、他の人には分かりません。

一般的に公表されることはありませんが、被告となる相手方には訴状を見ると分かることになります。裁判は応援したいけどいろいろな事情で原告になれない方は、カンパ等の応援をお願い致します。

## 原告(申立人)になった後、何をすればいいですか？

裁判所に私たちの声を届けるためにも、ぜひ裁判の傍聴にお越しください。ただ、裁判に来ることは義務ではありません。

## 裁判をもっと応援することはありますか？

裁判には多額のお金が必要です。福井の裁判を支える会の会員になって金銭的な応援が出来ます。原告も原告以外でも支える会になれます。

友人をお知り合いにも、広めてください。

メッセージ、ご意見をどうぞお書きください。